

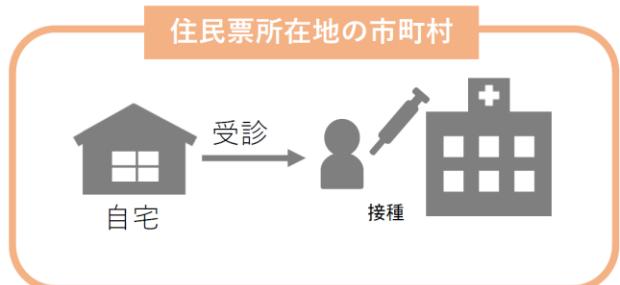
接種場所の原則と例外について

★更新★

- 新型コロナワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができるところとする。

原則（住所地内で接種）

- ・住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・市町村は住民向けの接種体制を構築する。



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむをえない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

- 市町村への申請が必要な方
- ・出産のために里帰りしている妊娠婦
 - ・遠隔地へ下宿している学生
 - ・単身赴任者 等

- 市町村への申請が不要な方

- ・入院・入所者
- ・**通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者**
- ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・災害による被害にあった者
- ・拘留又は留置されている者、受刑者
- ・**国又は都道府県の設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）**

住民票所在地の市町村



自宅

住民票所在地以外の市町村



接種
長期療養中

全国共有
クーポン券

自宅以外の住居
(単身赴任者等)

住所地外の接種

- 新型コロナワクチンの接種は、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- 一方、やむを得ない事情により、住民票所在地の市町村で接種を受けることが困難な者のうち、申請が必要な者については、一定の要件を定めた上で、住民票所在地以外で接種を受けることを例外的に認めることとする。

住所地外で接種を受ける流れ

【例外を認める具体的な要件】

- ・例外的に住所地外で新型コロナワクチンを接種する場合には、接種券に加え、接種医療機関が所在する市町村が発行する「住所地外接種届出済証」の持参を要件とする。
- ・「住所地外接種届出済証」については、以下の方法で発行することができる。

接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」上で申請・発行が可能

申請

- 住所地外での接種を希望する者は、申請用ページにより医療機関等所在地の市町村に対して申請理由等の必要情報を入力し、住所地外接種を希望する旨を申請する。

届出済証の発行

- 医療機関所在地の市町村は、V-SYS上で申請を受付。
- 市町村は、申請者に対して「住所地外接種届出済証」を発行する。
- V-SYS上で受け付けた申請は、「住所地外接種届出済証」を自動で発行するため、市町村における作業は不要。

接種

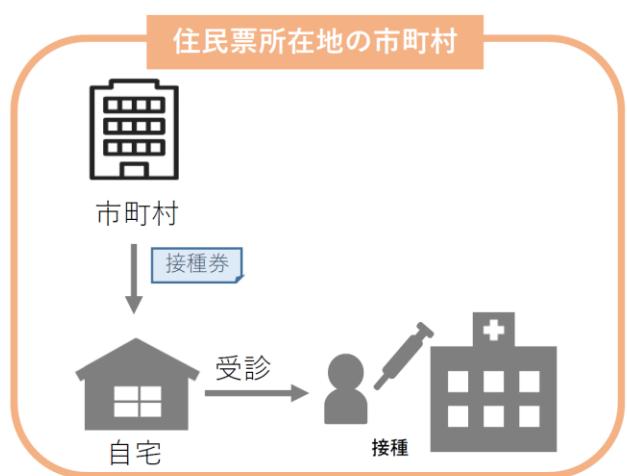
- 医療機関等に「接種券」と「住所地外接種届出済証」を持参し、接種を受ける。

接種券の発行が受けられない者

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- 一方、やむを得ない事情があり、住民票所在地の自治体から接種券の発行が受けられない者について、居住の実態が認められた場合は居住地の市町村が接種券を発行し、接種を行うこととする。

原則（住民票所在地で接種）

- ・住民票所在地の市町村から接種券を発行を受けることを原則とする。
- ・市町村は住民向けの接種体制を構築する。



平時の定期接種と同様

例外（居住地で接種）

- ・外交官等の住民基本台帳に記載のない外国人、ホームレス等の居住の実態はあるが、接種券を住民票所在地の市町村から受け取ることができないやむを得ない事情がある者は、居住地の市町村に申請等を行い、接種券の発行を受け、接種を受ける。

